

令和3年度林業経営体・林業労働力強化対策のうち林業経営体強化対策事業

活動支援団体助成事業

助成金交付規程

全国森林組合連合会

(通則)

第1 令和3年度林業経営体・林業労働力強化対策のうち林業経営体強化対策事業の中で、全国森林組合連合会（以下、「本会」という。）が実施する活動支援団体助成事業（以下、「助成事業」という。）の助成金交付については、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業経営体・林業労働力強化対策事業費補助金交付等要綱（令和2年1月30日付け元林政経第224号農林水産事務次官依命通知）及び林業経営体・林業労働力強化対策実施要領（令和2年1月30日付け元林政経第243号林野庁長官通知）の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この助成金は、体質強化計画に参画する選定経営体（効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の持続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体）等（選定経営体と一体的に販路拡大等の活動を行う者を含む。）を対象とし、輸出拡大に資する販路拡大等の活動を行う林業経営体（以下「活動支援団体」という。尚、複数の林業経営体が共同で実施する活動を申請する場合、以下、「共同申請」という。代表して交付申請等を行う活動支援団体を以下、「代表申請団体」、共同で事業を実施する活動支援団体を以下、「共同申請団体」という。）を公募し、活動支援団体の販路拡大等の活動に対し、助成を行うことを目的とする。

(交付の対象及び助成率)

第3 本会は、活動支援団体が行う輸出拡大に資する販路拡大等の活動を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として本会が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、活動支援団体1件当たり助成対象経費300万円（助成率2分の1以内）を上限として、交付決定額の範囲内で助成金を交付する。尚、共同申請する場合も、活動支援団体1件として扱い、上限額も同様とする。

2 助成対象経費の費目は、謝金、旅費、燃料費、使用料及び賃借料、需要費、役務費とし、その範囲及び算出方法については別表のとおりとする。

(申請手続)

第4 助成金の交付を受けようとする活動支援団体は、別添様式第1号による交付申請書を本会に

提出しなければならない。尚、共同申請の場合は、代表申請団体のみが提出する。

- 2 活動支援団体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。尚、共同申請団体においても同様とする。

（交付申請書の提出期限）

- 第5 交付申請書の提出期限は、本会が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第6 本会は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容が適当であると認められた場合に交付決定を行い、交付決定通知書により、活動支援団体に対しその旨を通知するものとする。尚、共同申請の場合は、代表申請団体のみに通知する。

（申請の取下げ）

- 第7 活動支援団体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を本会に提出しなければならない。尚、共同申請の場合は、代表申請団体のみが提出する。

（契約等）

- 第8 活動支援団体は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - 2 活動支援団体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別添様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。尚、共同申請団体においても同様とする。

（計画変更中止又は廃止の承認）

- 第9 活動支援団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめその理由とともに別添様式第3号による変更等申請書を本会に提出し、その承認を受けなければならない。尚、共同申請の場合は、代表申請団体のみが提出する。
 - (1) 第4第1項の交付申請書の内容に重要な変更（別表）が生じたとき
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき
 - 2 本会は、活動支援団体から変更等申請書を受け取ったときは、変更等の内容が適当であると

認められた場合、変更等申請確認通知書によりその旨を通知するものとする。尚、共同申請の場合は、代表申請団体のみに通知する。

(事業遅延の届出)

第10 活動支援団体は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、別添様式第4号により、速やかに助成事業が予定の期間内に完了しない理由又は助成事業の遂行が困難となった理由及び助成事業の遂行状況を本会に提出し、その指示を受けなければならない。尚、共同申請の場合は、代表申請団体のみが提出する。

(状況報告)

第11 活動支援団体は、助成事業の遂行及び収支の状況について、本会の要求があったときは速やかに別添様式第5号により遂行状況報告書を作成し、本会に提出しなければならない。尚、共同申請の場合は、代表申請団体のみが提出する。

(実績報告)

第12 活動支援団体は、助成事業を完了したときは、その日から30日を経過した日又は本会が定めた日のいずれか早い日までに、別添様式第6号による実績報告書を本会に提出しなければならない。尚、共同申請の場合は、代表申請団体のみが提出する。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした活動支援団体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした活動支援団体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別添様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに本会に報告するとともに、本会による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、助成金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により本会に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13 本会は、第12第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成額確定通知書により活動支援団体に通知するものとする。尚、共同申請の場合は、代表申請団体のみに通知する。

(助成金の交付請求)

第14 活動支援団体は、第13の規定による通知に則して、別添様式第8号により助成金交付請求書を本会に提出するものとする。尚、共同申請の場合は、申請団体毎に交付請求書を作成し、代表申請団体が各共同申請団体の請求書を回収し、まとめて本会に提出するものとする。

(助成金の交付)

第15 本会は、第14の規定による請求があった場合において、当該請求が第4第1項の規定による交付申請書及び第13の規定による助成額確定通知書に則したものであるときは、当該請求に係る助成金を活動支援団体に交付するものとする。尚、共同申請の場合は、本会より代表申請団体及び共同申請団体に交付するものとする。

(交付決定の取消等・助成金の返還)

第16 本会は、第7の規定による申請の取下げ、第9第1項第2号の規定による助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。尚、共同申請の場合も同様とする。

(1) 活動支援団体が、法令、本規程もしくは本規程に基づく本会の指示に違反した場合

(2) 活動支援団体が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

(3) 活動支援団体が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 本会は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、既に支払った助成金の全部又は一部について返還させることができるものとする。

3 前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第12第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17 活動支援団体は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(助成金の経理)

第18 活動支援団体は、助成事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入及び支出を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。尚、共同申請の場合も同

様とする。

- 2 活動支援団体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。尚、共同申請の場合も同様とする。

(報告)

第19 活動支援団体のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この助成金に係る助成金等支出明細書（別添様式第9号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付けて公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに農林水産大臣に報告するものとする。

(交付に当たっての条件)

第20 本会は、活動支援団体に助成金を交付するときは、活動支援団体に対し、第1から第19までの規定及び次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、農林畜水産業関係補助金等交付規則、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱、林業経営体・林業労働力強化対策事業費補助金交付要綱、林業経営体・林業労働力強化対策実施要領を遵守すること。

(2) 助成事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、本会の承認を受けないで、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、助成事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が助成金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により本会による助成金の交付の決定をもって本会の承認を受けたものとする。

① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に助成率を乗じた金額を納付すること。

② 本来の助成目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による活動支援団体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を本会に納付させることがある。

- 2 活動支援団体は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産について、適正に管理運

営すること。

- 3 本会は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ林野庁長官の承認を受けてから承認を与えるものとする。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に林野庁長官の承認を受けたものとする。
- 4 本会は、第1項第3号により活動支援団体から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付するものとする。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 本会は、活動支援団体から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当助成金の国庫補助金相当額を国に返還するものとする。

(その他)

第21 この規程に定めるものの他、助成金の交付に必要な事項が発生した場合については、その都度、本会が林野庁長官の承認を得て定めるものとする。

附則

この規程は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。

別表（第3及び第9関連）

助成対象経費の区分		補助率	重要な変更
区分	項目		
活動支援団体が行う輸出拡大に資する販路拡大等の活動（輸出拡大に資する販路拡大のための商談）	①外部講師（コンサルタント）等の招聘	助成対象経費の1/2以内かつ交付決定額以内	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目の助成対象経費の30%を超える減額 ・各項目助成対象経費の各項目間の30%を超える移動 ・各項目の活動内容の変更、取消
	②森林認証（FM認証、CoC認証）の取得・更新		
	③国内の出張（営業活動）		
	④国外の出張（営業活動）		
助成対象経費の費目	助成対象経費の範囲		
ア) 謝金	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出に向けた経営戦略の策定のための外部講師等の招聘時に係る講師の謝金 ● 具体的な商談の際の通訳者の謝金 ● 謝金額については、妥当な根拠に基づき、内容に応じた単価を各活動支援団体で設定) 		
イ) 旅費	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出に向けた経営戦略の策定のための外部講師等の招聘時に係る講師の旅費 ● 具体的な商談に向けた国内外の出張時に係る旅費・交通費（各種旅券、宿泊費、タクシー代、有料道路代金等） ● 具体的な商談に向けた国内外の出張時に係る通訳者の旅費 		
ウ) 燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な商談に向けた国内外の出張時に係る車両の燃料費（助成金交付規程に定める距離計算式に基づき算出） 		
エ) 使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出に向けた経営戦略の策定のための外部講師等の招聘時に係る会議室の借上げ料 ● 具体的な商談に向けた国内外の出張時の会議室・車両等の借上げ料 		
オ) 需要費	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出に向けた経営戦略の策定のための外部講師等の招聘時に係る研修時の配布資料等の印刷や製本に係る費用 ● 具体的な商談に向けた国内外の出張時の配布資料等の印刷や製本に係る費用 ● 森林認証取得に係るコンサル費・認証取得費 		
カ) 役務費	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部講師（コンサルタント）や通訳者を依頼した際、個人に対してではなく、法人に対して、役務の対価として支払う講師料及び通訳料 		

別添様式第1号（第4関係）

活動支援団体助成事業
交付申請書

番 号
年 月 日

全国森林組合連合会
代表理事会長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和3年度活動支援団体助成事業において、下記のとおり事業を実施したいので、令和3年度活動支援団体助成事業助成金交付規程第4の規定に基づき、_____円の交付を申請する。

記

- 1 活動実施計画書（交付申請用）※別紙様式1-1

以上

活動支援団体助成事業
活動実施計画書（交付申請用）

1. 申請団体の概要 ※共同申請の場合は、代表申請団体の情報を記載

団体の名称	(フリガナ)			
	(印)			
設立年月日	年	月	日	資本金（出資金） 円
代表者	氏名		役職名	
担当者	氏名		部署・役職名	
所在地	住所	〒		
	TEL/FAX			
	E-mail（担当者）			
共同申請団体※共同申請する場合のみ記載				
No.	団体名称	代表者名	住所	TEL/FAX
1				
2				
3				
...				

2. 活動計画

(1) 輸出に向けた経営戦略

輸出の実現もしくは輸出の既存取引の拡大等に向けた経営戦略・方針について記載

(2) 輸出に向けた活動計画（コンサル受講・認証取得・新規商談等）

輸出に向けた具体的な活動方法・計画（コンサル受講・認証取得・新規商談等）について記載

(3) 外部講師等（コンサルタント、通訳者等）の招聘計画

No.	外部講師等氏名	内容	受講日数

(4) 認証取得（更新）の計画

認証取得（更新）に向けた現時点の進捗状況			
認証名	(新規 ・ 継続)		
取得（更新）予定日	令和 年 月 日	認証の種類	FM 認証 ・ CoC 認証
認証面積（FM 認証）	ha	認証対象（CoC 認証）	
認証機関名			
コンサル機関名			

(5) 商談先・販売目標

No.	商談先名称	国内 国外	輸出実績 の有無	商談先住所	販売品目	目標 取引数量
						m ³
						m ³
						m ³
						m ³

(6) 活動スケジュール

No.	実施項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

(7) 事業の完了予定年月日：令和 年 月 日

(8) 支出計画（助成対象経費）

対象 活動	実施項目	費目	金額	備考	No.
①外部 講師等 の			円		
			円		
			円		
			円		

	助成対象経費小計①		円		
② 森林認証の取得			円		
			円		
			円		
			円		
	助成対象経費小計②		円		
③ 国内出張			円		
			円		
			円		
			円		
	助成対象経費小計③		円		
④ 国外出張			円		
			円		
			円		
			円		
	助成対象経費小計④		円		
助成対象経費合計 (①+②+③+④)			円		
助成金計			円	助成対象経費の 1/2 以内	

(9) 共同申請団体別経費 ※共同申請の場合のみ記載

代表申請者名称		助成対象経費	助成金
		円	円
助成金計①			円
No.	共同申請団体名称	助成対象経費	助成金
1		円	円
2		円	円
3		円	円
...		円	円
助成金計②			円
助成金合計 (①+②)			円

(10) 活動実施計画のまとめ

	外部講師 の招聘件数	商談先件数	商談回数	販売目標 数量合計
計画	件	件	回	m ³
実績	件	件	回	m ³
未達 の理由				

※実績及び未達の理由は、実績報告時に記載

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔活動支援団体〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別添様式第3号（第9関係）

活動支援団体助成事業
変更等申請書

番 号
年 月 日

全国森林組合連合会
代表理事会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和4年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって助成金の交付決定通知のあった令和3年度活動支援団体助成事業について、下記のとおり〇〇（変更・中止・廃止）（注1）したいので、令和3年度活動支援団体助成事業助成規程第9の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別添様式第1号の記の様式に準ずるものとする。助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。なお、添付書類については、交付申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

活動支援団体助成事業
遅延届出書

番 号
年 月 日

全国森林組合連合会
代表理事会長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって助成金の交付決定通知のあった令和3年度活動支援団体助成事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、令和3年度活動支援団体助成事業助成金交付規程第10の規定に基づき届け出ます。

記

1 助成事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 助成事業の遂行状況

助成対象経費 総額	事業の遂行状況				備考
	〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
	助成対象経費	出来高比率	助成対象経費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円	〇年〇月〇日	

以上

活動支援団体助成事業
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

全国森林組合連合会
代表理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって助成金の交付決定通知のあった令和 3 年度活動支援団体助成事業について、令和 3 年度活動支援団体助成事業助成金交付規程第 11 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

助成対象経費 総額	事業の遂行状況				備考
	〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
	助成対象経費	出来高 比率	助成対象経費	事業完了予定 年月日	
円	円	%	円	〇年〇月〇日	

以上

別添様式第 6 号（第 12 第 1 項関係）

活動支援団体助成事業
実績報告書

番 号
年 月 日

全国森林組合連合会
代表理事会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 4 年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって助成金の交付決定通知のあった令和 3 年度活動支援団体助成事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、令和 3 年度活動支援団体助成事業助成金交付規程第 12 第 1 項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

1 実績報告書 ※別紙様式 6-1

2 添付書類

支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写し及び支払経費の確認のために必要な資料（領収書等の写し）を添付

以上

活動支援団体助成事業
実績報告書

1. 申請団体の概要 ※共同申請の場合は、代表申請団体の情報を記載

団体の名称	(フリガナ)			
	(印)			
設立年月日	年	月	日	資本金(出資金) 円
代表者	氏名		役職名	
担当者	氏名		部署・役職名	
所在地	住所	〒		
	TEL/FAX			
	E-mail(担当者)			
共同申請団体※共同申請する場合のみ記載				
No.	団体名称	代表者名	住所	TEL/FAX
1				
2				
3				
...				

2. 活動実績

(1) 輸出に向けた経営戦略 ※申請当初との変更点を記載

輸出の実現もしくは輸出の既存取引の拡大等に向けた経営戦略・方針について記載

(2) 輸出に向けた活動実績 (コンサル受講・認証取得・新規商談等)

輸出に向けた具体的な活動実績 (コンサル受講・認証取得・新規商談等) について記載

(3) 外部講師等（コンサルタント、通訳者等）の招聘実績

No.	外部講師等氏名	内容	受講日数

※法人に依頼した場合は、その法人名を記載。

(4) 認証取得（更新）実績

認証名	(新規 ・ 継続)		
取得（更新）日	令和 年 月 日	認証の種類	FM 認証 ・ CoC 認証
認証面積（FM 認証）	ha	認証対象（CoC 認証）	
認証機関名			
コンサル機関名			

(5) 商談先・販売実績

No.	商談先名称	国内 国外	輸出実績 の有無	販売品目	取引実績数量	取引見込数量
					m ³	m ³
					m ³	m ³
					m ³	m ³

(6) 支出実績（助成対象経費）

対象 活動	実施項目	費目	金額	備考	No.
① 外部講師等の招聘			円		
			円		
			円		
			円		
	助成対象経費小計①			円	
② 森林認証の取得			円		
			円		
			円		
			円		
	助成対象経費小計②			円	
③ 国内出張			円		
			円		
			円		
			円		
	助成対象経費小計③			円	

④ 国外出張			円		
			円		
			円		
			円		
	助成対象経費小計④			円	
助成対象経費合計 (①+②+③+④)			円		
助成金計			円	助成対象経費の 1/2 以内	

(7) 共同申請団体別経費 ※共同申請の場合のみ記載

代表申請者名称		助成対象経費	助成金
		円	円
助成金計①			円
No.	共同申請団体名称	助成対象経費	助成金
1		円	円
2		円	円
3		円	円
...		円	円
助成金計②			円
助成金合計 (①+②)			円

(8) 活動実施実績のまとめ

	外部講師 の招聘件数	商談先件数	商談回数	取引 数量合計
計画	件	件	回	m ³
実績	件	件	回	m ³
未達 の理由				

別添様式第 7 号（第 12 第 3 項関係）

活動支援団体助成事業
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

全国森林組合連合会
代表理事会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 4 年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった令和 3 年度活動支援団体助成事業助成金について、令和 3 年度活動支援団体助成事業助成金交付規程第 12 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 交付規程第 13 条の助成金の額の確定額	金	円
(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)		
2 助成金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 助成金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、活動支援団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

助成事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該助成金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、活動支援団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- 免税事業者の場合は、助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- 新たに設立された法人であつて、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、助成事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- 活動支援団体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

活動支援団体助成事業
助成金交付請求書

番 号
年 月 日

全国森林組合連合会
代表理事会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって助成額確定通知のあった令和 3 年度活動支援団体助成事業助成金について、令和 3 年度活動支援団体助成事業助成金交付規程第 14 の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求する。

記

1. 助成金の額

金 _____ 円

2. 助成金の振込先

振込先金融機関名	支店名	預金種別 (普通・当座)	口座番号	口座名義人

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		— 千円
(2) 一般管理費		— 千円
(3) その他管理費		
	内 容	金 額
		— 千円
		— 千円
		— 千円
	合 計	— 千円
	合 計	— 千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		— 千円
		— 千円
		— 千円
	合 計	— 千円(B)
(2) (1)以外の支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円(B)
7. その他		
	内 容	金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
8. 再補助等の割合		% (B/A)

(注)

1 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容及び支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について第三者が業務を担うものとする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、又は当該補助金等の交付目的と関係がない場合によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費、通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

2 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。

3 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

4 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する